

## 水戸市情報公開・個人情報保護審査会告示第1号

水戸市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年水戸市条例第45号）第14条の規定に基づき、令和6年1月16日付け情個審答申第1号に係る答申の内容を公表する。

令和6年1月26日

水戸市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 古屋 等

### 答申の内容の公表

#### 1 審査会の結論

「水戸市福祉課より特定個人が障害者でなく住民税等支払いを行っているという文章」の水戸市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定による開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、条例第11条第2項の規定により存否応答拒否とした処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

#### 2 本件諮問に至る経緯

- (1) 審査請求人は、水戸市長（以下「実施機関」という。）に対し、令和5年4月21日付けで本件開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に係る文書の存否を答えること自体が条例第7条第2号により不開示とすべき情報を開示することとなることから、令和5年5月2日付け収税第32号で本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、令和5年6月10日付けで、本件処分に対する審査請求書を提出した。
- (4) 実施機関は、令和5年7月7日付けで、文書により審査請求の趣旨の確認を行った。
- (5) 審査請求人は、令和5年7月15日付けで、本件審査請求は、実施機関が特定個人の住民税の支払を証明しないことに対するものである旨を書面により回答した。
- (6) 実施機関は、令和5年8月18日付けで弁明書を作成し、同日付けで審査請求人に送付した。
- (7) 実施機関は、令和5年10月3日付けで、本件処分について本審査会に諮問した。

#### 3 審査請求人の主張

##### (1) 趣旨

水戸市財務部税務事務所収税課がした令和5年5月2日付け不開示決定の処分を取り消すとの裁決を求める。

##### (2) 理由

審査請求人の主張は、審査請求書、審査請求書に添付された申し立て理由書、反論書、審査請求の趣旨の確認に対する回答書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

ア 特定個人の住民税の支払いがされていれば、特定個人が今の住所に住んでいる証明となるが、住民税の支払いがきちんとされているという証明を発行しない行為は、不法行為であり、日本国憲法第17条に違反する。

イ 特定個人が障害者であるかどうかを開示しない行為は不法行為であり、日本国憲法第17

条に違反する。

ウ 特定個人には、民生委員の家庭訪問が必要であるのに、それをしないことは、日本国憲法第15条第2項に違反する。

エ 審査請求人は、特定個人と7年以上音信不通で、水戸地方裁判所に失踪宣告の申立てをしている。

#### 4 実施機関の主張

##### (1) 審査請求の理由に対する認否

実施機関が令和5年5月2日付けで本件処分をしたことは認め、本件処分が日本国憲法第17条及び第15条第2項に違反しており、違法であることは争う。

また、審査請求書に添付された「申し立て理由書」と題する文書に記載された事項のうち「住民税をきちんと支払いが、されているという証明を発行しない行為は、不法行為である。日本国憲法第17条に違反する。」及び「日本国憲法第15条に違反する。」の部分について、条例の開示請求に基づく行政文書の開示は、実施機関が現に保有している行政文書の開示を行うものであり、証明書を発行する行為は情報公開と制度を異にするものである。よって、審査請求人に対し特定個人の住民税の支払に係る証明を行わないことは不法行為となるものではなく、日本国憲法第15条第2項及び第17条に違反するものでもない。住民税の納付に関する証明について付言すると、当該証明は当該住民税が賦課されている本人のみに行うものであり、本人以外の第三者に対して行うものではないことから、審査請求人に対し特定個人の住民税の支払に係る証明は行うことはできない。

当該申し立て理由書に記載された事項のうち、失踪宣告の申立てをしていること、民生委員の証明を求めていること等その他の部分については、本件処分に関するものではないことが明らかであることから、認否しない。

##### (2) 本件対象文書の特定について

本件開示請求の対象となる文書（以下「本件対象文書」という。）は、仮に存在するとすれば、本件開示請求書に記載の特定個人に係る納税年月日、納税金額等の記録が該当する。

##### (3) 条例第7条第2号本文該当性について

ア 条例第7条第2号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別される情報及び特定の個人を識別できる情報ではないものであっても、開示することにより、特定の個人の権利利益が害されるおそれのある情報については、開示しない旨を定めたものである。

イ 住民税については、その年の1月1日に住民登録がされている都道府県及び市町村から当該者に対し賦課されるものであり、その徴収は、納税通知書による納付又は給与等からの特別徴収によってなされるものであり、本件対象文書には、特定個人について、その納税年月日、納税金額等を個別具体的に記載されることになる。

そのため、本件対象文書の存否に係る情報を開示することは、実施機関が特定個人に対し、住民税を賦課し、かつ、特定個人が当該住民税の納税をしているか否かを明らかにすることと同義であり、仮に本件対象文書が存在する場合には、特定個人がその年の1月1日において本市に住民登録があり、住民税を納税していること、本件対象文書が存在しな

い場合には、少なくとも同日において本市に住民登録はないこと又は住民登録はあるが、住民税の支払はないことを明らかにする結果となることから、特定個人を特定した上でされた本件開示請求においては、「特定の個人が識別される情報」を開示することとなる。

ウ 障害者であるか否かについても、特定個人を特定した上でされた本件開示請求においては、特定個人が障害を有するか否かを明らかにすることとなるため、「特定の個人を識別される情報」を開示することとなる。

エ また、イ及びウについて、本件開示請求においては、その文書が特定個人に係る文書であることが既に明らかになっていることから、特定個人の氏名が明らかになる部分を不開示としてその余の部分を開示するとしても、特定個人に係る情報全体を開示することと同様の結果となる。

オ したがって、本件対象文書の存否を答えることは、条例第7条第2号に該当する不開示情報を明らかにすることとなるから、本件開示請求に対しては、条例第10条の規定により本件対象文書の存否を明らかにせず、不開示としたものである。

#### (4) 条例第7条第2号ただし書該当性について

ア 条例においては、「特定の個人が識別される情報及び特定の個人を識別できる情報でないものであっても、開示することにより、特定の個人の権利利益が害されるおそれのある情報」に該当する場合であっても、不開示情報の範囲を限定するため、条例第7条第2号ただし書において、法令等の規定などにより公にされ、又は公にすることが予定されている情報、人の生命、健康を保護するため開示することが公益上優先する情報等を例外的に開示する規定を設けている。

イ 条例第7条第2号ただし書アの「法令若しくは条例の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、法令又は条例等の規定により何人でも閲覧することができるものと定められている個人に関する情報をいい、当該情報は、何人でも容易に入手できる情報であるため、不開示情報には該当しない。また、同号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するか否かについては、開示することによる利益と、不開示とすることにより保護される利益とを比較衡量して判断することとしている。

本件対象文書については、仮に存在するとしても、その記載された情報は、公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、かつ、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報にも該当しないことから、同号ただし書ア及びイのいずれにも該当しない。

ウ したがって、本件対象文書の存否に係る情報は、条例第7条第2号ただし書に該当しない。

(5) 本件処分は、上記の理由により行った適正なものであり、公務員が全体の奉仕者である旨を定めた日本国憲法第15条第2項に違反するものではない。また、本件処分が、審査請求人の損害賠償請求の権利を阻害するものではないことから、日本国憲法第17条に違反するものでもない。

(6) 審査請求人が特定個人と7年以上音信不通で、水戸地方裁判所に失踪宣告の申立てをしている等の審査請求人のその余の主張は、本件処分に関するものではない。

- (7) 以上のとおり、本件処分に違法・不当な点はないので、本件審査請求には理由がなく、棄却すべきである。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、仮に存在するとすれば、実施機関が作成した、本件開示請求書に記載の特定個人に係る納税年月日、納税金額等の記録が該当すると認められる。

### (2) 条例第7条第2号本文該当性について

ア 条例第7条第2号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別される情報及び特定の個人を識別できる情報ではないものであっても、開示することにより、特定の個人の権利利益が害されるおそれのある情報については、開示しない旨を定めたものである。

イ 住民税は、その年の1月1日に住民登録がされている都道府県及び市町村から当該者に対し賦課され、その徴収は、納税通知書による納付又は給与等からの特別徴収によってなされるものである。よって、本件対象文書には、実施機関が、特定個人について、その納税年月日、納税金額等を個別具体的に記載することとなると認められる。

ゆえに、本件対象文書の存否に係る情報を開示することは、実施機関が特定個人に対し、住民税を賦課し、かつ、特定個人が当該住民税の納税をしているか否かを明らかにすることと同義であり、仮に本件対象文書が存在する場合には、特定個人がその年の1月1日において本市に住民登録があり、住民税を納税していること、本件対象文書が存在しない場合には、少なくとも同日において本市に住民登録はないこと又は住民登録はあるが、住民税の支払はないことを明らかにする結果となると認められる。そのため、特定個人を特定した上でされた本件開示請求においては、「特定の個人が識別される情報」を開示することとなるという実施機関の主張は、妥当である。

ウ 特定個人が障害者であるか否かについても、特定個人を特定した上でされた本件開示請求においては、特定個人が障害を有するか否かを明らかにすることとなるため、「特定の個人を識別される情報」を開示することとなると認められる。

### (3) 条例第7条第2号ただし書該当性について

ア 条例第7条第2号ただし書は、「特定の個人が識別される情報及び特定の個人を識別できる情報でないものであっても、開示することにより、特定の個人の権利利益が害されるおそれのある情報」に該当する場合であっても、不開示情報の範囲を限定するため、法令等の規定などにより公にされ、又は公にすることが予定されている情報、人の生命、健康を保護するため開示することが公益上優先する情報等を例外的に開示する旨を規定している。

イ 条例第7条第2号ただし書アの「法令若しくは条例の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、法令又は条例等の規定により何人でも閲覧することができることと定められている個人に関する情報をいい、当該情報は、何人でも容易に入手できる情報であるため、不開示情報には該当しない。また、同号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するか否かについては、開示することによる利益と、不開示とすることにより保護され

る利益とを比較衡量して判断することとしている。

本件対象文書については、仮に存在するとしても、その記載された情報は、公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、かつ、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報にも該当しないことから、同号ただし書ア及びイのいずれにも該当しない。

ウ したがって、本件対象文書の存否に係る情報は、条例第7条第2号ただし書に該当しない。

(4) 存否応答拒否について

本件開示請求のように個人名を特定した開示請求においては、個人の名称が明らかになる部分を不開示としてその余の部分を開示するとしても、当該個人に係る情報全体を開示することと同様の結果となる。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、条例第7条第2号に該当する不開示情報を明らかにすることとなるため、実施機関が条例第10条の規定により本件対象文書の存否を明らかにせず、不開示としたことは、妥当である。

(5) 審査請求人のその他の主張について

ア 本件処分が日本国憲法第15条第2項及び第17条に違反するものであるとの主張について  
本件処分は、上記の理由により行われた適正なものであり、公務員が全体の奉仕者である旨を定めた日本国憲法第15条第2項に違反するものではない。また、本件処分が、審査請求人の損害賠償請求の権利を阻害するものではないことから、日本国憲法第17条に違反するものでもない。

イ 審査請求人は特定個人について失踪宣告の申立てをしている等との主張について

審査請求人は、特定個人と7年以上音信不通で、水戸地方裁判所に失踪宣告の申立てをしている等の主張をしているが、これらの主張は、本審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) 結論

以上のとおり、本審査会は、本件審査請求に理由があると認められないことから、本件処分は妥当であると判断する。